

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議4件）、衆議院提出2件の合計10件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願4種類245件のうち、1種類4件を採択した。

なお、平成14年度畜産物価格の決定に当たり、畜産物価格等に関する決議を行っている。

〔法律案の審査〕

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく特殊土壌地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、畑作振興などの対策事業をなお継続して実施するため、同法の有効期限を更に5年延長し、平成19年3月31日までとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決された。なお、2項目の附帯決議が行われた。

次に、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案は、現行の中小漁業構造改善計画制度を見直し、沿岸漁業を含む全漁業種類を対象に、意欲ある漁業者等が創意工夫を発揮して行う経営改善の取組を支援しようとするものである。

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案は、漁業協同組合の事業、業務執行体制等の整備を図るとともに、漁協系統信用事業の健全な運営を確保するために必要な措置を講じようとするものである。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案は、中小漁業者の共済需要の多様化に対応し、その経営の一層の安定に資するよう、漁業災害補償制度をより漁業実態に即した制度とし、その健全かつ円滑な運営を確保するために必要な措置を講じようとするものである。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保の観点から、遊漁船業者の業務の適正な運営を確保するための措置の見直しを行おうとするものである。

これら4法律案は、いずれも本院先議として提出された。

委員会においては、4法律案を一括して議題とし、静岡県で現地視察を行うとともに、効率的かつ安定的な漁業経営の育成方針、系統信用事業の再編強化とその課題、漁業共済の加入促進策、遊漁船業と漁業の共存の方策等について質疑が行われた。

質疑を終了し、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案に対して、日本共産党より反対の討論があった後、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案、漁業災害補償法の一部を改正する法律案、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案はいずれも全会一致で、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案は賛成多数でそれぞれ可決された。

次に、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案は、効率的かつ安定的な農業経営を広範に育成していくため、意欲ある農業の担い手が、経営の改善に必要な資金の融通を円滑に受けられるよう、農業近代

化資金、農林漁業金融公庫資金、農業改良資金について、その資金内容の充実等を一層強化しようとするものである。

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案は、農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、農業法人に対する投資育成事業を営もうとする株式会社に対し、農林漁業金融公庫からの出資、農事組合法人の組合員資格の特例等、農業法人に対する投資の円滑化を図るための特別の措置を講じようとするものである。

これら両法律案については、まず本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、法改正の目的と担い手の資金需要の見通し等、制度資金と農業法人をめぐる諸課題について質疑が行われた。

質疑を終局し、両法律案に対して、日本共産党より反対の討論があった後、両法律案はいずれも賛成多数で可決された。なお、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案に対して6項目、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案に対して3項目の附帯決議がそれぞれ行われた。

次に、野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案は、近年、野菜の輸入が増加する中で、自給率が低下するとともに、生産者の減少・高齢化等が進行している状況にかんがみ、野菜の構造改革の一環として、国際競争に対応しつつ、消費者や実需者の多様なニーズに応え、効率的な野菜の供給を行うための契約取引を推進する新たな制度の創設、生産者の経営と消費者への野菜供給の安定を図るための生産者補給金制度の拡充等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、栃木県において野菜の生産・流通等の実情調査を行うとともに、新たに契約取引を制度の対象とするねらい、制度改正による輸入野菜との競争力等について質疑が行われた。

質疑を終了し、本法律案は全会一致で可決された。なお、7項目の附帯決議が行われた。

次に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、最近多発する食品の偽装表示を防止し、一日も早く食品表示に対する一般消費者の信頼を回復するため、表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない製造業者等について、必要に応じ、その旨を公表することができることとともに、適正な品質表示を担保するため、表示に関する命令の違反者に対する罰則を強化する措置を講じようとするものである。

委員会においては、指示・公表制度のガイドラインの必要性、食品表示監視体制の充実・強化等について質疑が行われた。

質疑を終了し、本法律案は全会一致で可決された。なお、5項目の附帯決議が行われた。

次に、牛海綿状脳症対策特別措置法案は、牛海綿状脳症（以下「BSE」という）の発生を予防し、及びまん延を防止するための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立し、もって国民の健康の保護並びに肉用牛生産及び酪農、牛肉に係る製造、加工、流通及び販売の事業、飲食店営業等の健全な発展を図ろうとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決された。

〔決議〕

本委員会は、3月28日、政府に対し、牛肉に対する消費者の不安を払拭し、その消費を早期に回復させるため、消費者をはじめ、関係事業者、学校給食関係者等に対し、牛肉の安全性に関する情報の迅速な提供と正確な知識の普及に努めるとともに、BSE発生後の牛肉価格形成の実態について、関係機関が協力し速やかに調査を行うことなど、8項目にわたる畜産物価格等に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

第153回国会閉会後の1月17日、ねぎ等3品目セーフガード日中協議に関する件及び牛海綿状脳症問題に関する件を議題とし、質疑を行った。

この中で、日中農産物貿易協議会の開催時期・協議内容等、同協議会が軌道に乗るまでの間の中国からの輸入増に対する対応、野菜・生しいたけ・豊表に関する構造改革対策の具体的な内容、英国でBSEが発生した1986年から我が国で発生するまでの間の行政対応に対する評価と大臣の責任、消費者まで牛の履歴が分かるトレーサビリティシステムの早期確立の必要性、肉骨粉の焼却処理の促進のために講じた措置、乳廃牛出荷円滑化事業の実効性等が取り上げられた。

3月14日、平成14年度の農林水産行政の基本施策に関する件を議題とし、武部農林水産大臣から所信を聴取し、同月19日、これに対する質疑を行った。

この中で、食品安全行政に関する組織再編についての考え方及びその時期、牛肉に対する消費者の信頼回復のための具体策、BSE感染経路の究明状況、食料・農業・農村基本法の理念に基づく日本農業再生の条件、生鮮野菜の大幅下落とその対策、森林の多面的機能が持続的に発揮できるための環境づくり等が取り上げられた。

3月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度農林水産省関係予算の審査を行い、食品表示に関する法律が4つあることによる弊害及び表示に関する罰則の抑止効果、牛肉在庫緊急保管対策事業における保管対象牛肉の検品方法、米の生産調整に関する研究会の検討状況、ミニマムアクセス米の輸入と国策に照らした場合の妥当性、備蓄米の国際貢献への利用、自立的な農業を確立するため意欲と能力のある担い手を育成することの重要性、農業体験学習について文部科学省・厚生労働省・農林水産省の連携の重要性等が取り上げられた。

3月28日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、質疑を行った。

この中で、BSEの発生を踏まえ、加工原料乳補給金単価の引上げの必要性、家畜排せつ物処理施設の整備状況、飼料自給率向上のためのコントラクターの推進、BSE対策予算の執行状況、廃用牛を出荷できる環境づくりと風評被害対策等が取り上げられた。

6月4日、牛海綿状脳症に関する件を議題とし、質疑を行った。

この中で、国内で発生した感染牛4頭に共通する代用乳についての調査の経過と今後の方針、生産者が安心して営農を続けられる体制への構築の必要性、廃用牛の滞留の現状と改善状況、BSE検査業務拡大に伴う獣医師等の検査要員確保と労働環境の改善、輸入加工食品に未認可食品添加物が混入していた問題及び厚生労働省が加工食品の輸入検査基準を作成してこなかった問題等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成14年1月17日(木)(第153回国会閉会後第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - ねぎ等3品目セーフガード日中協議に関する件及び牛海綿状脳症問題に関する件について武部農林水産大臣、野間農林水産副大臣、岩永農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
-

○平成14年3月14日(木)(第1回)

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 平成14年度の農林水産行政の基本施策に関する件について武部農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成14年3月19日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成14年度の農林水産行政の基本施策に関する件について武部農林水産大臣、野間農林水産副大臣、岩永農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第8号)**(衆議院提出)について提出者衆議院農林水産委員長鉢呂吉雄君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第8号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年3月20日(水)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成14年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成14年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成14年度政府関係機関予算(衆議院送付)
- (農林水産省所管及び農林漁業金融公庫)について武部農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、野間農林水産副大臣、岩永農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年3月28日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成14年4月9日(火)(第5回)

- 漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第40号)**
- 水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(閣法第41号)**
- 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第42号)**

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）

以上4案について武部農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月16日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）
水産業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）
漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第42号）
遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）
以上4案について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年4月18日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）
水産業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）
漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第42号）
遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）
以上4案について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第40号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無

反対会派 なし

（閣法第41号）賛成会派 自保、民主、公明、国連、無

反対会派 共産

（閣法第42号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無

反対会派 なし

（閣法第43号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無

反対会派 なし

○平成14年4月25日（木）（第8回）

- 農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）
農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案（閣法第22号）（衆議院送付）
以上両案について武部農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年5月21日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）
農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案（閣法第22号）（衆議院送付）
以上両案について武部農林水産大臣、野間農林水産副大臣、田村厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第21号）賛成会派 自保、民主、公明、国連、無

反対会派 共産

(閣法第22号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、無
反対会派 共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○牛海綿状脳症問題に関する件について武部農林水産大臣から説明を聴いた。

○平成14年5月23日(木)(第10回)

○野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)について武部農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年5月30日(木)(第11回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)について武部農林水産大臣、野間農林水産副大臣、岩永農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第38号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年6月4日(火)(第12回)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第94号)(衆議院送付)について武部農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○牛海綿状脳症問題に関する件について武部農林水産大臣、田村厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年6月6日(木)(第13回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第94号)(衆議院送付)について武部農林水産大臣、野間農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第94号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○牛海綿状脳症対策特別措置法案(衆第24号)(衆議院提出)について提出者衆議院農林水産委員長鉢呂吉雄君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第24号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派 なし

○平成14年7月31日(水)(第14回)

○理事の補欠選任を行った。

○請願第4160号外3件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第487号外240件を審査した。

○農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、効率的かつ安定的な農業経営を広範に育成していくため、意欲ある農業の担い手が、経営の改善に必要な資金の融通を円滑に受けられるよう、農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金、農業改良資金について、その資金内容の充実等を一層強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農業近代化資金助成法の一部改正

農業協同組合等の融資に利子補給する農業近代化資金について、現行の施設資金に加え、運転資金も貸付けの対象とすることができるよう、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化その他の農業経営の改善に伴い必要な資金及び施設の復旧に必要な資金を追加するものとする。

2 農林漁業金融公庫法の一部改正

農業経営基盤強化促進法の認定農業者等以外の農業の担い手が経営の改善を図るための経営体育成強化資金について、対象を土地利用型農業以外にも拡大するものとする。

3 農業改良資金助成法の一部改正

(1) 都道府県の財政資金を無利子で貸し付ける農業改良資金について、現行の特定の農業技術の導入のための資金から、新規の分野にチャレンジするための農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入すること）を実施するのに必要な次に掲げる資金に改める。

イ 施設の改良、造成又は取得に必要な資金

ロ 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金

ハ 家畜の購入又は育成に必要な資金

ニ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの

(2) 農業改良資金の貸付けを受けようとする者は、農業改良措置に関する計画を作成し、当該貸付けを受けることが適応である旨の都道府県知事の認定を受けなければならないものとする。

(3) 農業協同組合等が、自ら農業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務（転貸し事業）を行えるよう、都道府県は、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行えるものとする。

4 農業信用保証保険法の一部改正

3の(3)の農業協同組合等による農業改良資金の融通が円滑に行われるよう、農業信用基金協会の保証業務の対象とするものとする。

【附帯決議】

農業を取り巻く諸情勢が大きく変化する中で、農業経営に関連する諸施策を抜本的に見

直し、その強力な推進を図ることが重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、制度資金を通じた農業経営の改善に万全を期すべきである。

- 1 今回の各種制度資金の見直しと融資手続の改善に当たっては、担い手向けにわかりやすく使いやすい資金制度とするという制度改正の趣旨が十分生かせるよう、最近における農業者の経営環境の悪化に対し十分配慮するとともに、申請者の自主性の尊重及びその経営実態を踏まえた的確な融資に留意すること。
また、各種制度資金の融資を受けた者に対しては、着実な経営改善が図られるよう、農業改良普及センター等の指導に万全を期すること。
- 2 各種制度資金の融資枠については、担い手の資金需要の動向等を踏まえ、適切な水準とすること。
- 3 農業改良資金について、高リスク農業へチャレンジするための資金へと抜本的に改めることにかんがみ、従前、農業改良資金が担ってきた農家生活方式の改善、青年農業者等の育成については、農村現場の実情等を踏まえ、今後とも適切な措置を講ずること。
- 4 農業信用基金協会の保証については、制度資金の円滑な融通に資するよう、制度の充実に努めること。
- 5 制度資金の運営に重要な役割を果たす農協系統については、担い手のニーズに的確に対応し、地域農業の振興に積極的な役割を果たすため、生産資材コストの抜本的引下げ、適切な表示を前提とする農産物販売力の強化など、生産者及び消費者の信頼を高められるよう事業・組織の改革を強力に実行すること。
- 6 農林漁業金融公庫の在り方の検討に当たっては、その機能及び役割を損なうことのないよう政府系金融機関全体の在り方を議論する中で、しかるべき時期に改革の方向性を明らかにすること。

なお、その際、農業者の資金環境に支障をきたさないよう配慮すること。

右決議する。

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案は、農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、農業法人に対する投資育成事業を営もうとする株式会社に対し、農林漁業金融公庫からの出資、農事組合法人の組合員資格の特例等、農業法人に対する投資の円滑化を図るための特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 事業計画の承認

- (1) 農業法人投資育成事業（農業法人の持分、株式等の取得及び保有並びにその持分、株式等を保有している農業法人に対して経営又は技術の指導を行う事業）を営もうとする株式会社は、当該事業に関する計画（以下「事業計画」という）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けることができるものとする。
- (2) 事業計画には、持分又は株式の取得の対象とする農業法人の選定の基準、持分又は

株式の取得の限度、持分又は株式の処分の方法等を記載しなければならないものとする。

(3) 農林水産大臣は、事業計画の承認の申請があった場合において、その事業計画が農業法人の自己資本の充実を図る上で有効かつ適切なものである等の要件に適合する場合は、その承認をするものとする。

2 農林漁業金融公庫法の特例

農林漁業金融公庫は、農業法人に対する民間の投資を補完するため、事業計画の承認を受けた会社が農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができるものとする。

3 農業協同組合法の特例

事業計画の承認を受けた会社は、農業協同組合法の特例として、農事組合法人の組合員となることができるものとする。

4 農地法の特例

事業計画の承認を受けた会社であって、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫がその議決権の過半数を有しているものは、農地法の特例として、農業生産法人の構成員となることができるものとする。

【附帯決議】

農業を取り巻く諸情勢の変化に対応し、農業の持続的な発展に向け望ましい農業構造を確立するため、家族農業経営の発展の支援と併せ、農業経営の法人化を推進し、その経営基盤の強化を図ることが重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

1 農業経営の法人化に当たっては、専門的な家族農業経営とともに地域農業の核となる農業法人を育成する観点から、本法に基づく投資制度の適切な運営を始め、農業法人化の抱える各種経営課題の改善に資する政策支援の充実を図ること。

2 農業法人投資育成会社の農業法人への投資に当たっては、農業法人の実態や意向を十分に踏まえて投資基準を作成するなど、適切な運用がなされるよう留意すること。

また、農業法人による情報開示等、投資機会の向上に資する活動に必要な環境整備に努めること。

3 農業法人に対する投資育成事業の実施に当たっては、農業法人の経営の自立性を損なわないよう配慮すること。

右決議する。

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案は、近年、野菜の輸入が増加する中で、自給率が低下するとともに、生産者の減少・高齢化等が進行している状況にかんがみ、野菜の構造改革の一環として、国際競争に対応しつつ、消費者や実需者の多様なニーズに応え、効率的な野菜の供給を行うための契約取引を推進する新たな制度の創設、生産者の経営と消費者への野菜供給の安定を図るための生産者補給金制度の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は以

下のとおりである。

- 1 野菜の契約取引を推進するため、出荷団体又は生産者が野菜の加工、販売等の事業を行う者との間で野菜の供給に係る契約を締結している場合において、天候その他の事由により供給すべき野菜に不足が生じたときに、その確保に係る出荷団体や生産者の負担を軽減するための交付金制度を創設することとする。
- 2 生産者補給金制度について、生産者の経営と野菜供給の安定を図る機能を充実するため、指定消費地域を廃止し、同地域以外に出荷される野菜についても、価格の著しい低落があった場合には生産者補給金を交付するものとするとともに、生産者補給金の交付対象に、出荷団体を通じて出荷を行う生産者のほか、一定規模以上の作付けを行う生産者を加えることとする。
- 3 農林水産大臣がたてる指定消費地域における指定野菜の需要の見通しについて、指定消費地域の廃止等に伴い全国を対象とする需要及び供給の見通しに改め、この見通しに即して野菜指定産地の適確な指定と計画的な育成を図ることとする。

【附帯決議】

野菜は国民の健康と食生活及び農業生産において重要な地位を占めているが、近年、野菜をめぐる状況が急速に変化しており、消費者や実需者の多様なニーズに即した国産野菜の安定的な供給を行う体制の確保が喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 輸入野菜の急増が、野菜経営に及ぼしている影響を踏まえ、国産野菜の安定的な生産・供給体制への取組を強力に推進するとともに、これと調和した秩序ある輸入体制の確立を図ること。
また、輸入野菜の安全性等について多くの国民が不安を抱いている現状にかんがみ、残留農薬等の検査体制の強化、その他輸入検疫の見直し等による輸入野菜の安全確保対策の拡充・強化を図ること。
- 2 野菜供給体制の構造改革については、生産、流通の両面で施策の効果・実効性があがるように推進するとともに、今後の経営所得安定対策の検討の推移を踏まえ、かつ、消費者の利益にも十分配慮しながら、野菜価格安定制度のあり方について必要な見直しを行うこと。
併せて、指定産地の指定要件及び制度の対象品目について、生産、消費の実態に即し、適宜見直しを行うこと。
- 3 契約取引制度の導入に当たっては、生産者、実需者等においてモラルハザードが発生することのないよう監視体制の整備など万全を期するとともに、野菜供給安定基金及び都道府県の野菜価格安定法人に対しては、契約の様式・内容の適格性審査を含め、新たな制度の円滑な推進のため適切な業務運営が確保されるよう指導すること。
- 4 新たに生産者補給金制度の対象となる大規模生産者については、野菜の安定供給及び野菜農業の担い手育成に資するよう適正な基準を設定するとともに、その認定が公正かつ円滑に行われるよう努めること。
- 5 野菜の需給と価格の安定を図る観点から、需給調整が適切に行われるよう情報の収集・管理及びその積極的な提供を行うとともに、大規模生産者を含め生産者団体等の需

給調整活動が適切に行われるよう指導すること。

- 6 野菜消費の減少が国民の健康に及ぼす影響が懸念されることから、「食生活指針」のより一層の普及・定着、学校教育における栄養や健康に関する教育の充実に努めるなど野菜の消費拡大を図ること。

また、国民の間で食の安全に対する不信が生じている現状を踏まえ、表示の適正化の強力な推進と農薬の適正使用についての指導体制の一層の強化を図るとともに、国民が安心して良質な野菜を選択できるようトレーサビリティシステム（生産・流通履歴情報の追跡システム）の推進について検討を行うこと。

- 7 国産野菜を安定的に供給できる産地を育成していくため、国の野菜対策の充実を図るとともに、野菜価格安定制度の重要性を考慮し、都道府県に対する地方交付税措置の確保等所要の措置に万全を期すること。

右決議する。

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）（先議）

【要旨】

昭和51年に現行法が制定されてから25年を経て、国際的な200海里体制の定着、資源状態の悪化等我が国漁業を取り巻く環境は大きく変化している。また、昨年6月に制定された水産基本法は、水産資源を持続的に利用しながら、将来にわたって国民の需要に即した漁業生産を行うことができるよう、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るという、今後の水産政策の基本的な方向を明らかにしたところである。

本法律案は、このような状況の変化を踏まえ、現行の中小漁業構造改善計画制度を見直し、沿岸漁業を含む全漁業種類を対象に、意欲ある漁業者等が創意工夫を発揮して行う経営改善の取組を支援しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 漁業再建整備特別措置法の一部改正

- (1) 中小漁業構造改善計画制度に代えて、新たに「漁業経営改善計画制度」を創設することに伴い、同法の題名を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に改めることとする。
- (2) 効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため、農林水産大臣が「漁業経営改善方針」を策定するとともに、漁業者等が自ら「漁業経営改善計画」を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けることができる漁業経営改善計画制度を創設することとする。
- (3) 漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者等に対して、漁業権の移転の特例及び減価償却の特例措置を講ずることとする。

2 農林漁業金融公庫法の一部改正

漁業経営改善計画に従って経営改善を行う漁業者等に対して、従来の設備資金のほかに、新たに、長期運転資金を融通するとともに、整備計画に従って行う資源回復のための減船、休漁等の取組に対しても必要な資金を融通することができるようにすることとする。

3 中小漁業融資保証法の一部改正

- (1) 漁業経営改善計画に従って経営改善を行う中小漁業者等が短期運転資金の融通を円滑に受けられるようにするため、漁業信用基金協会が金融機関に対し資金の供給を行うことができることとする。
- (2) 漁業経営改善計画に従って経営改善を行うために必要な資金が融資される場合には、その債務について保証保険のてん補率を100分の70から100分の80に引き上げることとする。

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）（先議）

【要旨】

漁業協同組合等については、資源状態の悪化による漁業生産量の減少等我が国水産業を取り巻く状況が厳しい中で、水産基本法の基本理念の実現に向けた積極的な役割の発揮が求められている。また、漁協系統信用事業については、近年の金融情勢が激変する中で、今後とも水産業の振興、漁村地域の経済の発展に的確な役割を果たしていくためには、組合員の信頼に十分応え得る事業・組織体制の確立が急務となっている。

本法律案は、このような状況を踏まえ、漁業協同組合の事業、業務執行体制等の整備を図るとともに、漁協系統信用事業の健全な運営を確保するために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 水産業協同組合法の一部改正

- (1) 漁業協同組合等による資源管理の取組を促進するため、「水産資源の管理」をその行う事業の第一番目に位置付けるほか、漁業協同組合等の資源管理規程の対象として、組合員が営む遊漁船業を加えることとする。
- (2) 業務執行体制の強化を図るため、信用事業を行う漁業協同組合等における常勤理事の設置、経営管理委員会制度の選択的導入等の措置を講ずることとする。
- (3) 信用事業の健全な運営を図るため、信用事業を行う漁業協同組合等の最低出資金額の引上げ、信用事業の譲渡についての認可制の導入等を行うこととする。

2 農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正

漁協系統信用事業の効率化及び健全化を図るため、農林中央金庫の会員である信用事業を行う漁業協同組合等を本法の対象に追加して、農林中央金庫が、漁協系統信用事業の再編及び強化に関する基本方針を定め、経営改善や組織統合の指導を行うこととともに、信用事業を行う漁業協同組合等から農林中央金庫への事業譲渡の途を開くなど漁協系統全体としてのセーフティーネットを構築することとする。

3 中小漁業融資保証法及び農林漁業信用基金法の一部改正

漁協系統信用事業の再編に対応して、漁業信用保証制度の改善を図るため、貯金業務を行わない漁業協同組合等からの貸付け及び農林漁業金融公庫の委託を受けて信用漁業協同組合連合会等が行う貸付けを、漁業信用基金協会の保証対象に追加することとする。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（先議）

【要旨】

漁業災害補償制度は、近年の我が国水産業を取り巻く厳しい環境の中で、輸入水産物の増大に伴う魚価の低迷、漁獲不振による共済事故の多発や掛金の上昇による加入の伸び悩み等の課題を抱えている。

本法律案は、このような事情にかんがみ、中小漁業者の共済需要の多様化に対応し、その経営の一層の安定に資するよう、漁業災害補償制度をより漁業実態に即した制度とし、その健全かつ円滑な運営を確保するために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 最近の漁業情勢の変化に対応し、中小漁業者の共済への加入を促進するため、漁獲共済において、各種加入要件を緩和し、漁船のトン数別加入区分を統合するほか、養殖共済においては、防除可能な病害を漁業者の選択により共済金の支払対象から除外し、その負担する掛金を抑える特約を導入することとする。
- 2 漁業共済への幅広い加入と共済事業の安定を図る観点から、養殖共済及び特定養殖共済に附属していた養殖施設に係る共済を漁具共済に統合して新たに「漁業施設共済」を創設し、養殖施設のみの加入を可能とすることとする。
- 3 漁業生産の減少等により事業規模が縮小し、共済事業の安定的な継続が困難な漁業共済組合が出現している現状にかんがみ、漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併の制度を創設することとする。
- 4 漁業共済組合が自主的に行う地域共済事業の普及を図るため、漁業共済組合連合会による「地域再共済事業」を創設することとする。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（先議）

【要旨】

遊漁船業においては、十分な安全対策を行っていない不適正業者により海難事故が多発しているほか、遊漁船業者が損害賠償保険に加入していないため損害を受けた利用者に対して十分な補償がなされない、漁業者との間で漁場利用をめぐる紛争が生じている等の問題が見受けられる。

本法律案は、このような状況にかんがみ、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保の観点から、遊漁船業者の業務の適正な運営を確保するための措置の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 遊漁船業への参入について、都道府県知事への届出制を登録制とし、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保の観点から定めた一定の客観的な拒否事由に該当する者については参入を認めないこととする。
- 2 遊漁船業者に対し、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保のため、新たに、次の事項を義務付けることとする。
 - ① 事業の実施方法を定めた業務規程の作成及び都道府県知事への届出
 - ② 遊漁船利用者の安全管理等の業務を行う遊漁船業務主任者の選任
 - ③ 損害賠償を行うべき場合に備えた保険契約の加入

- ④ 案内する漁場における水産動植物の採捕規制の内容の周知
 - ⑤ 営業所及び遊漁船への標識の掲示
 - ⑥ 名義の利用等の禁止
- 3 都道府県知事は、登録後に不適正な業務運営を行う遊漁船業者に対して、業務改善命令、事業停止命令又は登録の取消し等を実施することができることとする。
 - 4 都道府県知事の登録制の実施に伴い、全国遊漁船業協会による適正営業規程に係る遊漁船業者の登録制を廃止することとする。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第94号）

【要旨】

本法律案は、最近多発する食品の偽装表示を防止し、一日も早く食品表示に対する一般消費者の信頼を回復するため、表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない製造業者等について、必要に応じ、その旨を公表することができることとするとともに、適正な品質表示を担保するため、表示に関する命令の違反者に対する罰則を強化する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 一般消費者の選択に資する観点から、農林物資について偽装表示が行われた場合の公表について、製造業者等が表示に関する指示に従わなかったときに限って公表することができる旨の規定を削除することとする。
- 2 適正な品質表示を担保するため、表示に関する命令に違反した者に対する罰則を、自然人については1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、法人については1億円以下の罰金に強化することとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、消費者の食品表示に対する信頼回復に万全を期すべきである。

- 1 消費者に対する迅速な情報提供を図る観点から、製造業者又は販売業者が偽装表示等品質表示基準に違反する行為を行ったことを確認した場合には、直ちに指示し、公表すること。
なお、裁量権の拡大や健全な企業活動の妨げにならないよう指示・公表基準について明確にすること。
- 2 食品の適正な表示を確保するため、消費者及び事業者の協力を得つつ、実態調査の充実、不正表示に関する情報の収集など、食品表示の監視の強化に努めるとともに、専門性の高い人材を広く求め、立入権限を有する常設の食品表示監視担当職員を配置するなど、監視指導體制の整備に向けて、抜本的かつ積極的な検討を行うこと。
- 3 現行における品質表示基準の実施状況にかんがみ、製造業者又は販売業者に対し品質表示基準の周知及びその遵守の徹底を図るとともに、食品表示に関する自主ルールの策定等企業又は業界団体による食品表示の適正化に向けた自主的な取組に対し積極的な情報提供等の支援を行うこと。
- 4 安全かつ良質な食品を求める消費者の期待に応えられるよう、食品安全行政の体制

確立に努めるとともに、食品に関する各種表示制度について一元的な見直しを行い、その充実を図ること。

- 5 消費者の健康保護の観点から、「BSE問題に関する調査検討委員会報告」を踏まえ、食品衛生法等の食品の安全性に係わる関係法を抜本的に見直し、包括的な新たな法律の制定を検討すること。

右決議する。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案 (衆第8号)

【要旨】

本法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく特殊土壤地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、畑作振興などの対策事業を、なお継続して実施するため、同法の有効期限を更に5年延長し、平成19年3月31日までとするものである。

【附帯決議】

特殊土壤地帯対策は、半世紀の長きにわたり、特殊土壤地帯における災害防除と農業振興等を目的として実施されてきたところである。しかしながら、対策を必要とする地域が存在し、また、新たに取り組むべき課題も生じていることから、「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」の有効期限を5年間延長することとしたところである。

よって政府は、特殊土壤地帯対策を実施するに当たっては、次の事項の実現を図り、地域の活性化及び農産物の安定供給の確保等に万全を期すべきである。

- 1 特殊土壤地帯対策事業については、事前評価、再評価及び事後評価を通じた事業評価を体系的かつ厳正に実施することにより、その効率的・効果的な推進と透明性の一層の向上を図ること。
- 2 今後5年以内に、特殊土壤地帯対策の在り方について検討を加え、事業内容を含め、本制度の抜本的な見直しを行うこと。

右決議する。

牛海綿状脳症対策特別措置法案(衆第24号)

【要旨】

本法律案は、牛海綿状脳症の発生を予防し、及びまん延を防止するための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立し、もって国民の健康の保護並びに肉用牛生産及び酪農、牛肉に係る製造、加工、流通及び販売の事業、飲食店営業等の健全な発展を図ろうとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

- 1 農林水産大臣及び厚生労働大臣は、牛海綿状脳症の発生が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合において国及び都道府県(保健所を設置する市を含む。以下同じ)が講ずべき措置に関する基本計画を定めなければならないものとし、国及び都道府県は、基本計画に基づき、速やかに、牛海綿状脳症のまん延を防止する等のために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。
- 2 牛の肉骨粉を原料等とする飼料の牛への使用を禁止するとともに、牛の肉骨粉を原料

等とする牛を対象とする飼料及び牛に使用されるおそれのある飼料は、販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入することを禁止するものとする。

- 3 農林水産省令で定める月齢以上の牛が死亡したときは、当該牛の死体を検案した獣医師は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならないものとし、都道府県知事は、所有者に対し、家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるものとする。
- 4 と畜場内で解体された厚生労働省令で定める月齢以上の牛の肉、内臓、血液、骨及び皮は、牛海綿状脳症に係る検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならないものとする。また、と畜場の設置者又は管理者は、牛の脳及びせき髄その他の厚生労働省令で定める牛の特定部位を焼却することにより衛生上支障がないように処理しなければならないものとし、と畜業者等は、と畜場内において牛のと殺又は解体を行う場合には、牛の特定部位による牛の枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防ぐように処理しなければならないものとする。
- 5 国は、牛1頭ごとに、生年月日、移動履歴その他の情報を記録し、及び管理するための体制の整備に関し必要な措置を講じるものとし、牛の所有者は、牛1頭ごとに、個体を識別するための耳標を着けるとともに、これらの情報の記録及び管理に必要な情報を提供しなければならないものとする。
- 6 国は、基本計画に定められた計画の期間において、牛海綿状脳症の発生により経営が不安定になっている牛の生産者、牛肉に係る製造、加工、流通又は販売の事業を行う者、飲食店営業者等に対し、その経営の安定を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた牛海綿状脳症の特性に関する知識その他牛海綿状脳症に関する正しい知識の普及により、牛海綿状脳症に関する国民の理解を深めるよう努めるとともに、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、広く国民の意見が反映されるよう十分配慮しなければならないものとする。
- 8 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」の一部を改正し、飼料又は飼料添加物に関する記録の充実を図るとともに、都道府県知事が飼料の使用者から必要な報告を徴することができる等の規定を追加するものとする。
- 9 「家畜伝染病予防法」の一部を改正し、「伝染性海綿状脳症」を「伝達性海綿状脳症」に改めるとともに、牛海綿状脳症に係る検査の対象に死亡牛を加えるものとする。
- 10 政府は、牛海綿状脳症の発生を予防できなかったことにかんがみ、関係府省の連携を強化する観点から、生産から消費に至る食品の安全に関する行政の抜本的見直しにつき検討するものとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※21	農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案	衆	14. 2.15	14. 4.24	14. 5.21 可決 附帯	14. 5.22 可決	14. 3.28 農林水産	14. 4.3 可決 附帯	14. 4.4 可決
○14.4.24 参本会議趣旨説明 ○14.3.28 衆本会議趣旨説明									
※22	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案	衆	2.15	4.24	5.21 可決 附帯	5.22 可決	3.28 農林水産	4.3 可決 附帯	4.4 可決
○14.4.24 参本会議趣旨説明 ○14.3.28 衆本会議趣旨説明									
38	野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案	衆	3.1	5.22	5.30 可決 附帯	5.31 可決	4.19 農林水産	4.25 可決 附帯	4.26 可決
40	漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案	参	3.1	4.8	4.18 可決	4.22 可決	5.30 農林水産	6.11 可決 附帯	6.11 可決
41	水産業協同組合法等の一部を改正する法律案	参	3.1	4.8	4.18 可決	4.22 可決	5.30 農林水産	6.11 可決 附帯	6.11 可決
42	漁業災害補償法の一部を改正する法律案	参	3.1	4.8	4.18 可決	4.22 可決	5.30 農林水産	6.11 可決 附帯	6.11 可決
43	遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	参	3.1	4.8	4.18 可決	4.22 可決	5.30 農林水産	6.11 可決 附帯	6.11 可決
94	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	衆	4.26	6.3	6.6 可決 附帯	6.7 可決	5.16 農林水産	5.29 可決 附帯	5.30 可決

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
8	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 鉢呂 吉雄君 (14. 3.19)	14. 3.19	14. 3.19	14. 3.19	14. 3.19 可決 附帯	3.20 可決			14. 3.19 可決
24	牛海綿状脳症対策特別措置法案	農林水産委員長 鉢呂 吉雄君 (14. 5.30)	5.31	6.4	6.5	6.6 可決	6.7 可決			6.4 可決

(注) 附帯 附帯決議

(5) 委員会決議

—— 畜産物価格等に関する決議 ——

昨年9月に我が国で初めて牛海綿状脳症（BSE）感染牛が確認されて以来、牛肉消費が大幅に落ち込むとともに、本年に入ってから食品の不正表示等が相次ぎ発覚したことは、食と行政に対する消費者の信頼を著しく損ない、畜産・酪農経営、関係事業者等に深刻な影響を及ぼしている。

よって政府は、平成14年度畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、我が国畜産・酪農の再建に向け、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 牛肉に対する消費者の不安を払拭し、その消費を早期に回復させるため、消費者をはじめ、関係事業者、学校給食関係者等に対し、牛肉の安全性に関する情報の迅速な提供と正確な知識の普及に努めるとともに、BSE発生後の牛肉価格形成の実態について、関係機関が協力し速やかに調査を行うこと。

また、BSE感染源の究明を徹底的かつ早急に行うとともに、今後消費者に安全な牛肉を提供する観点から、農場から食卓まで牛肉を追跡することのできるトレーサビリティシステムの早期の確立、食品表示の実効性を担保する体制の整備等を図ること。

- 2 BSE発生による畜産・酪農経営、関係事業者等への影響が依然として続いている状況にかんがみ、経営安定対策、金融対策等の継続とその充実を図ること。

また、出荷が滞っている老経産牛については、その処理が円滑に進むよう一層努力するとともに、BSE発生時における風評被害防止対策等の出荷環境の整備を図ること。さらに肉骨粉及び死亡牛を円滑に処理できるよう、関連施設の確保・整備を図ること。

- 3 加工原料乳生産者補給金の単価は、BSE発生による副産物価額の低迷などの実態を踏まえ、生乳の再生産が確保され、経営の安定が図られるよう、適正に決定すること。

また、加工原料乳限度数量については、生乳の生産事情、牛乳・乳製品の需給動向を踏まえて適正に決定すること。

- 4 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、BSEの発生等に十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として、畜産経営の安定に資するよう適正に決定すること。

また、経営所得の安定を図る観点から、肉用牛肥育農家が意欲と展望を持って生産に取り組めるよう、肉用牛肥育経営安定対策について、十分な予算の確保等その充実を図ること。

- 5 飼料の輸入依存体質を転換し、資源循環型農業を推進する観点から、自給飼料基盤の強化、飼料生産の組織化・外部化の推進等各般の施策を講ずるとともに、国産稲わら・稲発酵粗飼料について、その円滑な流通及び利用拡大のための対策を充実・強化すること。

- 6 家畜排せつ物については、BSEの発生に配慮しつつ、地域と経営の実態に応じた処理施設の計画的整備が進められるよう支援策を強化するとともに、耕種農業との連携強化によるたい肥利用の促進や生ごみ等地域資源との一体的な処理等を促進すること。

- 7 安全かつ良質な畜産物を供給するため、生産・加工・流通過程における衛生・品質管

理対策を強力に推進するとともに、食肉処理施設及び乳業施設については、地域の実態等を勘案しつつその再編整備を促進すること。

8 BSEの発生が汚染肉骨粉等輸入飼料による疑いが強いことを踏まえ、海外情報の収集分析体制の充実、輸入飼料等の検査・検疫体制の強化を図ること。

右決議する。